

(法第10条第1項第1号)

特定非営利活動法人 J-ENEP 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 J-ENEP という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市花見川区幕張町 5-417-17-1-1408 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育・臨床心理・国際協力に関する事業を行い、学校及び地域の人材の育成と文化の振興、子どもと親の健全育成及び教育・臨床心理の分野における国際協力を寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 国際協力の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①教育支援事業（国際協力活動を含む）
- ②カウンセリング事業
 - ・適応指導支援事業
 - ・指導者育成支援事業
 - ・カウンセリング及び心理療法に係る支援事業
 - ・矯正教育支援事業
- ③子育て支援事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会における表決権を有するもの。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会における議決権を持たないもの。
- (3) 一般会員 この法人の目的に賛同し、法人の活動に参加することを目的とした個人で、総会における表決権を持たないもの。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して、1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又はこの法人の定款及び規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 2人以下
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び事務局長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において運営会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
- 4 報酬詳細は以下の別表1の通りとする。

別表1 報酬等一覧

項目	内容	
①インテーク面接 ②通常の面接	初回面接（臨床心理士業務） 依頼面接（臨床心理士業務）	① 1回 15,000円を上限 ② 1回 7,000円を上限 月 180,000円を上限
ボランティア交通費	クライアントの家庭訪問・会議等	1回 2,000円を上限
研究出張（国内）	学会等への研修出張	1回 20,000円を上限
研究出張（海外）	学会等への研修出張	1回 200,000円を上限
ボランティアの日当	フリースクール業務	1日 3,000円を上限
不登校相談会・研修	臨床心理士業務	1回 20,000円を上限
顧問料	業務への指導助言	月 100,000円を上限
講師料	研修講師の招聘	1回 200,000円を上限

第5章 総会

（種別）

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）

第21条 総会は、運営会員をもって構成する。

（権能）

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

（1）定款の変更

（2）解散

（3）合併

（4）事業計画及び収支予算に関する事項、並びにその変更

（5）事業報告及び収支決算に関する事項

（6）役員を選任又は解任、職務及び報酬に関する事項

（7）入会金及び会費に関する事項

（8）借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条

において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（9）事務局の組織及び運営に関する事項

（10）その他運営に関する重要事項

（開催）

にお

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 運営会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電子メールをもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールによる通知文をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選任する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第26条 総会は、運営会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各運営会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した運営会員は、前2条、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、この法人と運営会員との関係につき議決する場合においては、その運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 運営会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 現理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電子メールによる通知文をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールによる通知文をもって、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、この法人と理事との関係につき議決する場合においては、その理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を受けなければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選任)

第52条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会において選定したものに帰属する。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理事長	柳生 和男	(文教大学情報学部教授・元臨床心理士) (神奈川県いじめ調査会長・他)
副理事長	小瀬 絢子	(元武蔵野短期大学教授・臨床心理士・認定カウンセラー)
理事	小沢美代子	(元千葉大学大学院教授・臨床心理士)
理事	松本 浩之	(文教大学情報学部准教授)
理事	芳野 道子	(武蔵野短期大学教授・臨床心理士)
理事	田中 浩之	(常葉学園大学健康プロデュース学部准教授)
理事(事務局員)	細川 遥	(文教大学4年生)
監事	原田 勉	(前千葉県総合教育センター所長・前千葉県小学校長会長)

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人が成立した日から2020年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2015年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

運営会員(個人)

(1) 入会金	20,000円
(2) 会費 年額	20,000円

運営会員(団体)

(1) 入会金	50,000円
(2) 会費 年額	50,000円

賛助会員(個人)

(1) 入会金	無料
(2) 会費 年額	1,000円

賛助会員(団体)

(1) 入会金	10,000円
(2) 会費 年額	50,000円

活動会員(個人)

(1) 入会金	無料
(2) 会費 年額	1,000円

NPO 法人 J - E N E P

【役員名簿・資格等・活動実績要約】

2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理事長	柳生 和男	(文教大学情報学部教授・元臨床心理士) (神奈川県いじめ防止対策推進協議会長・他)
副理事長	小瀬 絢子	(元武蔵野短期大学教授・臨床心理士・認定カウンセラー)
理事	小沢美代子	(元千葉大学大学院教授・臨床心理士)
理事	松本 浩之	(文教大学情報学部准教授)
理事	芳野 道子	(武蔵野短期大学教授・臨床心理士)
理事	田中 浩之	(常葉学園大学健康プロデュース学部准教授)
理事(事務局員)	細川 遥	(文教大学4年生)
監事	原田 勉	(前千葉県総合教育センター所長・前千葉県小学校長会長)

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人が成立した日から2020年6月30日までとする。

団体実績

不登校・ひきこもり・発達障害・非行臨床に関する実績は以下のとおりである。

【平成18年度～平成19年度】

フレンドリースタッフ事業(神奈川県教育委員会委託事業)

(現在のスクールライフサポーター事業の前身)

神奈川県内の小学校30校を対象に年間35回を目途に学生(教職課程履修者)を毎年派遣し学習障害、発達障害、学級サポーターを務めさせた。

【平成17年度～現在】

フレンドシップ事業 不登校、ひきこもりの児童生徒、成人を対象として家庭訪問

カウンセリング事業 児童生徒、成人を対象とした査定、カウンセリング、
サイコセラピー

ソーシャルケースワーク 非行や家庭崩壊を背景として生活再生支援活動

【平成18年度～現在】

フリースクール事業 不登校、ひきこもりの児童生徒を対象として居場所と登校復帰支援
自然体験学習事業

「心動かせ、体動かせ」富士登山を含む宿泊型体験活動の実施

【平成23・24年度単年度事業】

藤沢市教育委員会主催八ヶ岳不登校自然体験宿泊合宿へのサポーター派遣
(夏期と冬期の2回)

【過去の企画競争公募実績・裏面掲載】

【過去の企画競争公募実績】

平成30年度	神奈川県生活保護世帯等学習支援・居場所づくり事業	継続
平成30年度	茅ヶ崎市子ども健全育成推進事業	継続
平成30年度	茅ヶ崎市子高齢者生きがいつくり推進事業	継続
平成29年度	神奈川県生活保護世帯等学習支援・居場所づくり事業	終了
平成29年度	茅ヶ崎市子ども健全育成推進事業	終了
平成29年度	茅ヶ崎市子高齢者生きがいつくり推進事業	終了
平成28年度	神奈川県生活保護世帯等学習支援・居場所づくり事業	終了
平成28年度	茅ヶ崎市子ども健全育成推進事業	終了
平成28年度	茅ヶ崎市子高齢者生きがいつくり推進事業	終了
平成27年度	神奈川県生活保護世帯等学習支援・居場所づくり事業	終了
平成27年度	茅ヶ崎市子ども健全育成推進事業	終了
平成27年度	茅ヶ崎市子高齢者生きがいつくり推進事業	終了
平成26年度	茅ヶ崎市子ども健全育成推進事業	終了
平成25年度	茅ヶ崎市子ども健全育成推進事業	終了
平成24年度	茅ヶ崎市子ども健全育成推進事業	終了
平成28年度	子ども夢基金(国立オリンピックセンター) 体験活動分野	終了
平成27年度	子ども夢基金(国立オリンピックセンター) 体験活動分野	終了
平成26年度	子ども夢基金(国立オリンピックセンター) 体験活動分野	終了
平成26年度	生徒指導・進路指導推進事業(文部科学省) フリースクール運営	終了
平成25年度	子ども夢基金(国立オリンピックセンター) 体験活動分野	終了
平成24年度	子ども夢基金(国立オリンピックセンター) 体験活動分野	終了
平成24年度	生徒指導・進路指導推進事業(文部科学省) フリースクール運営	実施中
平成23年度	子ども夢基金(国立オリンピックセンター)	終了
平成22年度	問題を抱える児童生徒の支援に係る活動 (文部科学省)	終了
平成21年度	問題を抱える児童生徒の支援に係る活動 (文部科学省)	終了
平成20年度	問題を抱える児童生徒の支援に係る活動 (文部科学省)	終了
平成19年度	神奈川県フレンドリーシップ学生派遣(神奈川県教育委員会)	終了
平成18年度	神奈川県フレンドリーシップ学生派遣(神奈川県教育委員会)	終了